

令和 7 年 度

教育委員会定例会（2月）議事録

四條畷市教育委員会

1 開催日時・場所

令和8年2月4日(水) 10時00分から12時04分まで
四條畷市役所 本館3階 委員会室

2 出席委員

教 育 長	木村 実
教育長職務代理者	山本 博資
委 員	佃 千春
委 員	尾崎 靖二
委 員	佐々木 弥生

3 事務局出席者

学 校 教 育 部 長	阪本 武郎	社 会 教 育 部 長	西尾 佳岐
教 育 総 務 課 長	古市 靖之	社会教育部次長兼スポーツ・青少年課長	神本 かおり
教育総務課長代理	荒堀 涼	スポーツ・青少年課長代理	上田 仁志
学 校 教 育 課 長	胡 健太	社会教育部副参事兼文化・公民館振興課長	賀藤 久道
学校教育課長代理	小谷 将史	兼 公 民 館 長	
学校給食センター所長	谷口 直人	文 化 財 課 長	西岡 充
教育支援センター長兼		文化財課長代理兼主任	實盛 良彦
学校教育課指導担当課長	金子 撰	図 書 館 長	田中 学
教育支援センター主幹	黒田 光秀		

4 議事録作成者 教育総務課 花田 僚助

5 付議案件

議案 第2号	令和8年度学校管理職人事の内申について
議案 第3号	四條畷市立小・中学校施設使用条例の一部を改正する条例に対する意見の申し出について
議案 第4号	令和8年度一般会計予算に対する意見の申し出について
議案 第5号	教育財産の取得に対する申し出について
令和7年議案 第29号	四條畷市教育情報セキュリティ対策基準の策定について
議案 第6号	令和8年度教育委員会事務局職員人事の臨時代理について
議案 第7号	四條畷市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の施行に関する規則等の廃止に関する規則の制定について

- 議案 第8号 四條畷市教育長の職務代理者に関する規則等の一部を改正する規則の制定について
- 議案 第9号 四條畷市教育委員会文書規程等の一部を改正する規程の制定について
- その他 学校再編後の一定年数経過における検証の進捗について
- その他 市民総合センターとこども園の複合化における現状について
- その他 市立小中学校における臨時休校及び学年並びに学級閉鎖の状況について

木村教育長	<p>只今から2月の教育委員会定例会を開催します。会議の成立状況について、事務局から説明をお願いします。</p>
古市教育総務課長	<p>本日の教育委員会定例会は、教育長並びに教育委員全員のご出席をいただいています。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定に基づき、本日の会議が成立していることを報告いたします。</p>
木村教育長	<p>それでは、四條畷市教育委員会会議規則第5条第2号の規定に基づき議事録署名者の指名を行います。本日の議事録署名者は山本教育長職務代理者をお願いします。</p> <p>議題に入る前に、議案第2号 令和8年度学校管理職人事の内申については人事案件であること、議案第3号 四條畷市立小・中学校施設使用条例の一部を改正する条例に対する意見の申し出について、議案第4号 令和8年度一般会計予算に対する意見の申し出について及び議案第5号 教育財産の取得に対する意見の申し出については四條畷市情報公開条例第7条第3号に該当する非公開情報が含まれることから、四條畷市教育委員会会議規則第9条第1項の規定に基づき、秘密会にしたいと思いますが、委員の皆さまこれに異議はございますか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
木村教育長	<p>異議がないようですので、議案第2号から第5号までについては秘密会といたします。</p> <p>(秘密会)</p>
木村教育長	<p>ただいまから、会議を公開します。</p> <p>議案第2号 令和8年度学校管理職人事の内申について、議案第3号 四條畷市立小・中学校施設使用条例の一部を改正する条例に対する意見の申し出について、議案第4号 令和8年度一般会計予算に対する意見の申し出について及び議案第5号 教育財産の取得に対する意見の申し出については可決しました。</p> <p>それでは次に移ります。令和7年議案第29号 四條畷市教育情報セキュリティ対策基準の策定についてを議題といたします。本件については、令和7年12月定例会からの継続審議の案件となります。</p>
金子教育支援センター長兼学校教育課指導担当課長	<p>令和7年議案第29号 教育情報セキュリティ対策基準の策定について、ご説明申し上げます。</p> <p>教育長に対する事務委任規則第1条第1号の規定により、四條畷市教育委</p>

(金子教育支援センター長兼学校教育課指導担当課長)

員会及び四條畷市立小中学校等における教育情報セキュリティ対策基準を策定することについて、議決を求めることから本案を提案するものです。

四條畷市教育情報セキュリティ対策基準の策定は、学校教育の情報化の推進に関する法律第3条第5号に基づき、四條畷市情報セキュリティ基本方針に基づき、児童生徒等の個人情報の適正な取扱い及びサイバーセキュリティの確保を目的とした、教育活動等における個人情報等の取扱いに係る基準となります。継続審議となったことから再検討、修正した内容について、ご説明します。別紙「四條畷市教育情報セキュリティ対策基準(案)」をご確認ください。

1 ページ「2. 1 行政機関等の範囲」から「また、児童生徒においても対策基準を順守するよう情報資産に接する職員、保護者等が適切に指導を行うものとする」の文言を削除しました。

2 ページ「3. 1 最高情報セキュリティ責任者」から②最高情報セキュリティアドバイザー、③CISO補佐に関する記載を削除しました。

3 ページ「3. 2 統括情報セキュリティ責任者」から「CISO補佐の文言」を削除しました。同3ページ「3. 3 教育情報セキュリティ責任者」①に「情報セキュリティに関する専門職員の指定」を明記し、④から「教育、訓練、助言及び指示」の文言を削除しました。

3 ページ下段から4 ページ上段「3. 4 教育情報セキュリティ管理者」③内のインシデント報告先を教育情報セキュリティ責任者及び大阪府へのインシデント担当部局の所属長へと修正しました。

4 ページ「3. 5 教育情報システム管理者」①に専門職員の指定、体制確保について追記しました。同4ページ「3. 6 教育情報システム担当者」①担当者から担当主幹に変更しました。同4ページ「3. 7 教育情報セキュリティ委員会」からCISO補佐の文言を削除しました。

5 ページ情報セキュリティ委員会に関係図を修正しました。

10 ページ「4. 2. 7 情報資産の外部持ち出し②電子メール、外部ストレージサービスによる情報の送信について」から「(エ) 校務系端末から電子メールを送信してはならない」を削除しました。

11 ページ「重要性分類に基づく情報資産の例示」の表を記載していましたが、全削除し、今後、標準台帳を作成・更新することとします。

12 ページ「5. 1. 2 サーバーの冗長化」①教育情報セキュリティシステム管理者が重要性分類Ⅱ以上の情報資産を格納しているサーバーの冗長化とメインサーバーに障害が発生した場合に、セカンダリサーバーを起動することなどを削除しました。理由といたしましては、重要性分類Ⅱ以上については契約業者管理サーバーをレンタルしていることから本市の基準には該当しないとの理由でございます。

12 ページ「5. 1. 4 通信ケーブル等の配線」から「ネットワーク接続口を他者が容易に接続できない場所に設置するなど適切に管理しなければ

(金子教育支援センター長兼学校教育課指導担当課長)

ならない」の文言を削除しました。理由としましては、現状ネットワーク接続校は全て職員室内にあることから安全性は確保できているためです。合わせて、情報の定期保守及び修理の小項目を削除しております。理由といたしましては、各ベンダーの契約内容に含まれることから、契約時に時代に即応した仕組みを構築して参ります。

同12ページ「5. 1. 5 施設外又は学校外への機器の設置」から定期的に当該機器への情報セキュリティ対策について確認しなければならないとの文言を削除しました。

13ページ教育委員会等のサーバー室にサーバーを設置している場合のうち、消火、消防設備等の確認に関する記載を削除しました。現状実現が困難であること、また、新棟建設時に確認して参ります。

14ページ「5. 2. 3 機器等の搬出入」の「管理区域への入退室を許可された教職員を立ち合わせなければならない」となっていたものを「職員に立ち合わせなければならない」に修正しました。同14ページ「5. 3 通信回路及び通信回路装置の管理」に記載の統括教育情報セキュリティ責任者を教育情報システム管理者に変更し、運用上の見直しを行いました。

16ページ「5. 5 学習者用端末のセキュリティ対策」から「高等学校等に関する記載」を削除しました。

18ページ「6. 1. 6 インターネット接続および電子メール利用の制限」②教育情報セキュリティ管理者を教育情報システム管理者に変更しました。

19ページ「6. 2. 2 執務上での管理」より、入室許可者から学校教育情報セキュリティシステム担当者を削除しました。

21ページ「6. 2. 12 不正プログラム対策」から「統括情報セキュリティ責任者が提供するウイルス情報を、常に確認しなければならない」を削除しました。今後も実施予定がないことからです。

22ページ「6. 2. 13 暗号化」から「C I S Oは電子署名の正当性を検証するため情報または手段を、署名検証者へ安全に提供しなければならない」を削除しました。現状電子署名を利用しないことからの削除でございます。同22ページ「6. 2. 16 無許可でのネットワーク接続の禁止」より統括教育情報セキュリティ責任者から教育情報システム管理者に変更し、運用上の見直しを行いました。同22ページ「6. 2. 18 外部からのアクセス等の制限」より、情報セキュリティ管理者の許可と変更しました。

25ページ「6. 4. 3 緊急時対応訓練」から訓練計画に関する文言を削除しました。訓練は実施いたしますが、訓練計画の策定までは現実的ではないと判断しての削除でございます。

29ページ「7. 1. 11 電子メールのセキュリティ管理」から「教職員が電子メールの送受信により情報資産を無断で外部に持ち出すことが不可能となるように添付ファイルの監視等によりシステム上措置すること」を削

<p>(金子教育支援センター長兼学校教育課指導担当課長)</p>	<p>除しました。こちらは議決後作成予定の実施手順書において、メール送信の際は複数チェックを義務付けて対応して参りたいと考えております。</p> <p>29ページ「7. 2. 1 アクセス制御」から「多要素認証等のアクセスの真正性に関する要素技術を取り入れることで」との対応例を削除しました。GIGA2期のアクセス制御に関しては、多要素認証のシステムは導入せず対応して参りたいと考えております。合わせて、技術的セキュリティ端末ネットワークの接続可否の自動識別(端末認証)の設定の項目と例外措置の項目を削除しました。校務系については、自動識別端末認証は対応済みでございます。学習系におきましては、児童生徒の学びの自由度を担保しつつ、情報資産の管理を徹底して参ります。</p> <p>最後に、51ページ「11. 評価・見直し」に関して、全体的に見直し、文言を修正しました。</p> <p>修正内容の説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
<p>木村教育長</p>	<p>本件について、質疑等ございましたらどうぞ。</p>
<p>山本教育長職務代理者</p>	<p>いろいろ多岐に渡って修正等をしていただきありがとうございました。質問が何点かございます。</p> <p>まず、5ページのセキュリティ委員会について、四條畷市情報セキュリティ委員会の中に教育情報システム主担と記載がありますが、教育委員会におかれているものか、市長部局のセキュリティ委員会に置かれているものでしょうか。</p> <p>2点め、51ページの評価・見直しのところで、監査の項目を削除していただきました。前回、本市で可能な監査体制を取ったかどうかという指摘があり、それを削除していただきましたが、下から3行めに「情報セキュリティ監査」との記載があります。この情報セキュリティ監査はどこでされるのか。</p> <p>同じような質問になりますが、47ページに「クラウドサービスにおける監査をしなければならない」との記載もございます。このクラウドサービスの監査も、監査主体がどこになるのかが不明ですので、監査をどこでされるのかをお教えてください。</p> <p>4点め、41ページ外部委託の記述になりますが、下から4行めに、パブリッククラウドのサービスを利用する場合の括弧中、「第2編9. SaaS型パブリッククラウド～」は「第2編10. SaaS型パブリッククラウド～」ではないかと思っております。以上よろしく申し上げます。</p>
<p>金子教育支援センター長兼学校教育課指導担当課長</p>	<p>1点め、情報審査につきましてご質問いただいたと認識しております。こちらで示す情報資産とは教育情報、教育に関わる情報資産ということでございますので情報資産の保管先ということでいくと、学校のサーバー、合わ</p>

<p>(金子教育支援センター長兼学校教育課指導担当課長)</p>	<p>せて教育委員会が四條畷市として持っている教育情報、いわゆるクラウド上のサーバー等ありますので、こちらの情報資産は学校にある情報、電子紙も含めて、あとは市役所内での情報全てでございます。</p> <p>2点め、監査につきましてご質問いただいたと認識しております。</p> <p>監査につきましては、内部監査ということでセキュリティ委員会の中での監査を想定し、こちらの記載とさせていただきます。</p> <p>3点め。文言の誤りになり、ご指摘のとおり、9ではなく10でございます。</p>
<p>山本教育長職務代理者</p>	<p>先程の一番初めの質問が5ページの四條畷市情報セキュリティ委員会の中に、一番最後に教育情報システム担当が記載されていますが、この担当はどこに置かれている部分でしょうか。教育委員会であれば、システム担当者になるのではないかなと思えますが、こういう名前の担当が、市のセキュリティ委員会に置かれているのかという質問が1点め。2点めの監査につきましては、47ページのクラウドサービス監査と情報セキュリティ監査も内部監査で行うと理解したらよろしいでしょうか。</p>
<p>金子教育支援センター長兼学校教育課指導担当課長</p>	<p>1点め、教育情報システム担当については、四條畷市情報セキュリティ委員会の設置要綱に基づき、文言は教育情報システム担当となっております。なお、要綱において教育情報システム担当というのは、教育支援センター長を示してございます。</p> <p>2点め、クラウドサービスの監査につきましても、現状、内部監査を想定しております。</p>
<p>尾崎委員</p>	<p>まず前回比べて、市の実態と整合性をとれるように、様々削除すべきところは削除したり、矛盾のあるところは整合性を取っていただいたりと、もうこれだけの文章ですので大変なことであつたろうと思います。ご苦労さまでございました。</p> <p>質問です。1つめは、この文章自体が非常にこれだけのものが必要なのでしょうかけれども量が多く、難しさといいますか、実際にこれはどう活用するのかという視点で見たときに、よりわかりやすくということを求めるのですけどその上での質問となります。</p> <p>それぞれ使われている用語は本市の役職がどなたに当たるのかっていうのが明確ではない部分がありますので、まずはその質問です。</p> <p>「3. 3」にあります教育情報セキュリティ責任者とは、教育情報セキュリティ担当部局の部長というふうになっており、これは学校教育部長という理解でいいのかどうか。続きまして、「3. 5」の教育情報システム管理者とは、教育支援センター長でいいのかどうか。</p> <p>そうすると先ほどおっしゃった市の情報セキュリティ委員会の教育情報シ</p>

<p>(尾崎委員)</p>	<p>ステム主担は教育支援センターという2つの名前を持っているということではないのかどうか。</p> <p>続いて、「3. 7」市情報セキュリティ担当課長というのが教育情報セキュリティ委員会の文言中、2行めから3行めにかけてございますが、概念図にはないので、市情報システム管理責任者のことであろうかと思っておりますので、どちらが正しいのか。</p> <p>さらに14ページ、先ほど修正をいただいたところがございます。「5. 2. 3 機器等の搬入出」②にあります、職員を立ち合わせなければならないとありますが、この職員とはどこの職員でしょうか、以上質問です。</p> <p>1点め、3ページ教育情報セキュリティ責任者は尾崎委員のお示しの通り、学校教育部長でございます。</p> <p>合わせて4ページ「3. 5」に記載の教育情報システム管理者につきましては、教育支援センター長でございます。</p> <p>なお、関係図の教育情報システム主担とは、教育支援センター長でございます。</p> <p>情報政策課とも連携の上、四條畷市情報セキュリティ委員会の要綱の修正、もしくは教育情報セキュリティ委員会の文言を修正する等連携し、文言の修正を図りたいと考えております。</p> <p>2点めにつきまして、正しくは関係図の方が正でございますので、本部の文言の方を修正したいと考えております。</p> <p>3点め、「職員を立ち合わせなければならない」の職員につきましては、市役所職員をさし、基本的に立ち会う職員は教育情報セキュリティ担当課の教育支援センターの職員を想定しております。</p>
<p>金子教育支援センター長兼学校教育課指導担当課長</p>	<p>記載内容について、本市でわかるような役職名に変更はできないのでしょうか。例えばどういうふうにするかというのと、「3. 3」①の教育委員会事務局の学校教育部長（教育情報セキュリティ担当部局の部長）、もしくは部局も長括弧づけにして、本当はそれもなくしたいのですが、国との関係があるので、明確にするために括弧書きで入れるのはどうでしょうか。</p> <p>そのようにして、市で役職がなじまないものについては、市でわかっている役職にすることによって、これが活用しやすくなるのではないかと思いますので、ご検討ください。</p> <p>同じように、概念図の中にもそういった名称を入れることによって先ほどありました教育情報システム主担についても、教育支援センター長があります。重なってないなということが一目瞭然で見えるように変えていただいたらと思います。</p> <p>それから4ページ「3. 4」③に、「教育情報セキュリティ管理者は当該学校において、情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合又はセキュ</p>
<p>尾崎委員</p>	

<p>(尾崎委員)</p>	<p>リティ侵害の恐れがある場合には、教育情報セキュリティ責任者に～」については、「～セキュリティ侵害の恐れがある場合には、」の後ろは学校教育部長に、あるいは学校教育部長へ、速やかに報告を行い、指示を仰がなければならない。としてもいいのではないかと思います。及び以下の大阪府へのインシデント報告担当部局への所属長、というのは、これは学校教育部長からインシデント報告担当部局の所属長という、市役所内部への連絡はスムーズにいくかと思えますし、そこから大阪府に連絡という方が流れとしては速やかであろうかと思えますので、そのように訂正をいただいたらいいのではないかと考えます。</p> <p>それから先ほどございました14ページに記載の職員についても、教育支援センターの職員とか、もう少しわかりやすくしていただいたらいいのではないかと考えます。全て名称とか文言が、この基準を活用するものが活用しやすくするという、そういった視点での意見でございますので、私の意見としてご検討いただけたらと思います。</p>
<p>佃委員</p>	<p>このように膨大な専門的な内容を細部にわたり本市に見合う内容に整えようとしてくださり、ありがとうございます。大変だったと思います。</p> <p>その上で、やはり私たち素人にとってはなかなか読んでいても、理解できない段階の部分が多々あると感じました。これが最終的には学校の教職員の皆さんにとっても、全て基準となって運用されていくことを考えるともう少し噛み砕いてあげる部分も必要かなと思いました。</p> <p>例えば30ページのSaaS型という言葉でありますとか、42ページ10章からも多用されておりますが、SEさんにとっては当たり前の言葉であっても、教職員にとってはなじみがないというような言葉もありますので、若干ソフトウェアやサービスという文言を括弧で入れるとか、わかるように工夫をしていただいたらいいなということとあわせて、21ページの「6.2.12」のように、不正プログラムの対策とかも本当に大切な部分とか、この中にも盛り込まれていますが、これをいかに校長先生はじめ現場の皆さんに理解していただくかっていうのはまた別の問題として、次、第二次段階であると思えますので、そちらの方の研修とか落とし込みの方もどうぞよろしくお願いしたいと思えます。</p>
<p>山本教育長職務代理者</p>	<p>統括情報セキュリティ責任者を教育長にさせていただいたということで、いろいろ変えていただいた部分があるかと思えます。</p> <p>少し整合性のとれてない部分や気になるところがありましたので、申し上げさせていただきます。</p> <p>まず、3ページ「3.3 教育情報セキュリティ責任者」④について、の部分から、教職員に対する教育訓練、助言及び指導を削除されました。</p> <p>それをする事によって、本市の教職員に対する研修が、24ページの教</p>

(山本教育長職務代理者)

育情報セキュリティ管理者、学校長にあたりますけれども、学校長による研修だけになってしまったのではないかなというふうに危惧しております。

25ページの「6. 4. 2」①の研修、あるいは同25ページの「6. 4. 4」に、教職員の研修というのが規定されていますので、その研修する主体がどこにあるのかが少しわかりにくくなってしまったのではないかなと思います。従って、教育情報セキュリティ責任者、もちろん統括の方でもいいかと思いますが、教職員に対する教育あるいは研修という文言を入れる必要があるのではないかと考えております。

さらに、25ページ「6. 4」②に研修の実施ということが書かれていますが、研修を主催する主体がどこにあるのかということが読ませていただきましたがよくわかりません。だから研修自体がどこであるかについては、記述がいるのではないかと思います。研修については以上です。

2点め、3ページ「3. 3」①及び4ページ「3. 5」①に専門職員についての規定を掲げましたが、その中に外部委託先との括弧書きがあります。

または外部委託されることについての記述する必要があるのかなと感じます。理由としては、「3. 7教育情報セキュリティ委員会」にCISOが別途専任したものという記述があり、この中に、文科省のガイドラインによると、外部委託を含んでもいいという記述がありますのでこのところに外部委託が含まれる可能性がありますので、将来的なことになりますが、外部委託先と書かれていますので、このところにもし外部委託をされるときには変更する必要があるかなと思いますので、外部委託先というのはもう削除された方がいいのではないかなというふうに思います。

もう1点、4ページの一番上の「3. 4」①ですが、学校長がセキュリティ侵害が発生したときに、あるいはセキュリティ侵害までいかなくてもインシデントが発生したときには、報告を行うということがあります。前回、私の方で校長が4者に報告するのは大変だからと申し上げたのですけれども、それを教育情報セキュリティ責任者のみに報告する。大阪府のインシデント担当報告部局については、先ほど尾崎委員の方から提案がありましたが、校長は教育情報セキュリティ責任者、ここでは教育部長になるかと思いますが、そこに報告すればいいという形になる。

それでその指示を仰がなければならないとなっておりますが、「3. 3教育情報セキュリティ責任者」を見ますとその指示を受けて、何かをするという記述がありません。④に意見の集約を行うしかありませんので、この部分については前回の統括教育情報セキュリティ責任者の業務の中に書いてある⑧のような対策を講じるという一文がいいのではないかなと思います。そのあたりが教育長を統括にしたというところで、少し文言が残っている部分かなと気になっております。

同じく、校長が何かあったときには教育情報セキュリティ責任者に報告するとなっているのですけれども、この部分を見ますと、25ページ、26ペ

(山本教育長職務代理者)

ージ、先ほど申し上げたところの、教育情報セキュリティ管理者、校長の話になりますが、統括と教育情報セキュリティ専門責任者の両方に報告するとなっています。どちらかを整合性をとるようにしないと、記述が違うのではないかなというふうに考えます。

続いて、6ページです。

現場の先生方が読んで実際に運用していかなければならないというときには、もう少し現場と分かるようにするほうがいいのではないかなと思います。

重要性の分類になりますが、重要性の部分のところにセキュリティ侵害が教職員又は児童生徒の生命、財産、プライバシー等へ重大な影響を及ぼすというのが重要性分類Ⅰとなっています。これは何をあらわすかなと考えると指導要録と考えますが、例示を入れるべきではないかなと感じました。

重要性分類Ⅰは指導要録も多分、原簿といいますか、鍵のかかるロッカー等に保管している部分になるかなと思いますけれども、そういう例を入れる方が先生方もわかりやすいのではないかと思いました。

同じように重要性分類Ⅱですが、通知表であるとか、テストの結果であるとか、あるいは、進路に関する情報とか、そういうのがこれにあたるでしょうし、重要性分類Ⅲでしたら出席簿等がこれに入るのかなと思いますが、そういう例示を入れる方が、先生方にはわかりやすいような気がします。

佐々木委員

このように長く難しい内容をまとめていただき、ありがとうございます。

その中で私自身もこの内容を確認し、どれぐらい理解して質問等できるのかなと、難しいところがたくさんあるなと思っております。

先ほど山本職務代理者がおっしゃられたように、これを定めたときに、先生方を含めて、職員の方々が把握すべき内容をどれぐらいしっかりと掴んでおけるのかなというのが、私にとっても難しいのと同じで、どのように把握されていくのかな、そして仕事の中で使っていくのかなというところは、しっかりと先生方や職員の方がわかるといいなと思いました。

また、別の内容ではありますが、昨日保護者宛にこういった承諾書みたいなものが配布されました。それも合わせて承諾するのだけれども、自分がこういったセキュリティに関してどれぐらい理解して、ここにサインしているのかなというところはわかっているような、わかっていないような難しいところがあるなと感じました。意見とか感想も含めてになりますが、引き続き、よろしく願いいたします。

金子教育支援センター長兼学校教育課指導担当課長

たくさんのご意見いただきありがとうございます。ご議決賜った際には、本計画そのものを教職員に配ることというのは想定しておりません。これをよりかみ砕いで本当にご指摘いただいたように、先生方の横にいつもあるような実施手順書というのを新たに作成いたします。その際は、難しい文言を平易な文言に変え、またセキュリティ対策等もよりシンプルに、実施手順書

<p>(金子教育支援センター長兼学校教育課指導担当課長)</p>	<p>を作成して、配布並びに研修を実施していきたいと考えております。</p> <p>また、重要性分類につきましても、様々な状況変わることから、手順書にはあえて記載せずに別途、標準台帳を実施手順書とともに定めて、明確に先生方には重要性分類の理解を深めていきたいと思っております。</p> <p>本日いただきましたご意見などを十分に反映させたものになるよう努めて参りたいと思っております。</p>
<p>木村教育長</p>	<p>ほかに質疑はございませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
<p>木村教育長</p>	<p>ここでお諮りしようと思います。</p> <p>委員皆様から種々ご意見いただいておりますけれども、大きく内容につきましては、ご理解いただけているという認識のもと、字句修正であったり、整合性をしっかりと取るようにどのようなご意見があったと思います。そこにつきましては再考する必要があると考えており、一部修正加筆が必要と考えますが、令和7年議案第29号四條畷市教育情報セキュリティ対策基準の策定については、原案を一部修正加筆等を行った上で、修正内容については私、教育長に一任するという事で預からせていただき、修正した原案を可決するという事で異議ございませんでしょうか。</p>
<p>尾崎委員</p>	<p>少しよろしいでしょうか。わかりやすい表現にしていきたいということは、委員の意見で共通していたと思います。ただ、内容としてはこの対策基準ではなくて、実施手順書であるとか標準台帳であるとか、そういうところで補完することによって、実質的に教職員が運用するときに、運用しやすくするというようなスタンスで了解をします。</p> <p>例えば、私が申し上げたように文言を学校教育部長にしてそこを括弧書きにしてとかいうようなことを申し上げましたけれども、そういう部分も含めて、よりわかりやすいことについては実施手順書などでそういう意見については補完するという事で、あとは文言の整理や、よりわかりやすいというところはそこでフォローする。あとは整合性のみについて、事務局の方で教育長一任という形で私は了承いたします。</p> <p>わかりやすい表現ということについては、整合性とは違いますので、申し上げます。</p>
<p>木村教育長</p>	<p>只今お示しいただいた通り、先ほどもありましたけど、よりわかりやすい内容につきましては、実施手順書の作成することを事務局からいただきましたので、そちらも完成しましたら委員の皆様にも情報提供していただけたらと思いますので、お願いします。</p>

(木村教育長)	<p>それでは今の修正した案につきましては、修正内容については私教育長に一任ということで預からせていただき、修正した案を可決するというご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
木村教育長	<p>異議がないようですので、令和7年議案第29号 四條畷市教育情報セキュリティ対策基準の策定については、原案を一部修正のうえ可決することに決しました。</p> <p>それでは次に移ります。</p> <p>議案第6号 令和8年度教育委員会事務局職員人事の臨時代理についてを議題といたします。事務局から本件の内容説明を願います。</p>
古市教育総務課長	<p>議案第6号 令和8年度教育委員会事務局職員人事の臨時代理について、令和8年度教育委員会事務局職員（課長級以上）の人事を内示することについて、教育長に対する事務委任規則第2条第1項の規定により、教育長をして臨時に代理することについて議決を求めるものでございます。</p> <p>教育委員会事務局人事においては、教育委員会の専決事項ではあるものの、本市においては、職員採用の後、全市的な視野をもって適材適所を配置するとの観点で、執行機関の枠にとどまらず、適任者を人選している状況にございます。</p> <p>教育長に対する事務委任規則第1条第6号では、課長級以上の教育委員事務局職員の任命について、教育長にその権限を委任することが禁じられているものの、毎年度当初における組織体制の構築にあたっては、慣例的に3月中に人事上、人事異動の内示を行っている状況にあることから、同規則第2条第1項に基づき、教育長をして臨時に代理いたしたく、法案を提案いたしました。</p> <p>なお、本本案件については、教育長に対する事務委任規則第2条第3項の規定に基づき、臨時に代理した事務の結果を速やかに報告する必要があることから、臨時第臨時に代理した後、3月定例会において報告を予定しております。</p>
木村教育長	<p>本件について、質疑等ございましたらどうぞ。</p> <p>(「なし」の声)</p>
木村教育長	<p>ここでお諮りいたします。</p> <p>議案第6号 令和8年度教育委員会事務局職員人事の臨時代理について、</p>

<p>(木村教育長)</p> <p>木村教育長</p>	<p>原案のとおり可決することに異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議がないようですので、議案第6号については、原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>それでは次に移ります。</p> <p>議案第7号 四條畷市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の施行に関する規則等の廃止に関する規則の制定ついてを議題といたします。</p> <p>事務局から本件の内容説明を願います。</p>
<p>神本社会教育部次長兼スポーツ・青少年課長</p> <p>木村教育長</p>	<p>議案第7号 四條畷市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の施行に関する規則等の廃止に関する規則の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項の規定により、四條畷市公の施設に係る指定管理者の手続き等に関する条例の施行に関する規則等の廃止に関する規則を制定することについて議決を求めるものでございます。</p> <p>提案理由としましては、四條畷市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例の制定等に伴い、四條畷市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例の施行に関する規則等を廃止する必要が生じたため、本案を提案いたしました。</p> <p>内容につきましては、概要をまとめております表に基づき、説明させていただきます。</p> <p>廃止理由につきましては、四條畷市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例の制定等に伴い、社会教育委員及び青少年健全育成に関する業務を除く、社会教育関係の所掌事務を市長部局へ移管するについて、四條畷市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例の施行に関する規則など、関係する規則を廃止するものでございます。廃止する規則につきましては、記載のとおり四條畷市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例の施行に関する規則をはじめとする19の規則となっています。関係課としましては、教育総務課、文化財課、文化・公民館振興課、公民館と調整を行いました。</p> <p>また、関係する条例等につきましては、記載のとおりとなっております。この規則の廃止は令和8年4月1日に施行いたしたく、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>本件について、質疑等ございましたらどうぞ。</p>

<p>木村教育長</p>	<p>(「なし」の声)</p> <p>ここでお諮りいたします。</p> <p>議案第7号 四條畷市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の施行に関する規則等の廃止に関する規則の制定について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。</p>
<p>木村教育長</p>	<p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議がないようですので、議案第7号については、原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>それでは次に移ります。</p> <p>議案第8号 四條畷市教育長の職務代理者に関する規則等の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。事務局から本件の説明をお願いします。</p>
<p>古市教育総務課長</p>	<p>議案第8号 四條畷市教育長の職務代理者に関する規則等の一部を改正する規則の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項の規定により、四條畷市教育長の職務代理者に関する規則等の一部を改正することについて議決を求めるものです。</p> <p>提案理由といたしまして、四條畷市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例の制定等に伴い、四條畷市教育長の職務代理者に関する規則、教育長に対する事務委任規則、四條畷市教育委員会事務局組織に関する規則及び四條畷市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する必要があるため、法案を提案いたしました。</p> <p>内容につきまして、お配りしております新旧対照表をもとにご説明をいたします。まず、四條畷市教育長の職務代理者に関する規則の一部改正について、第3条に職務代理者がみずから教育委員会事務局を指揮監督して、事務執行を行うことが困難である場合、その職務の委託者を規定しておりますが、職務権限の特例に関する条例の制定により、教育委員会事務局が学校教育部のみとなることから、改正後は委任者の第2順位を部長の職にあるものとし、第3順位を次長級の職にあるものとしております。また、あわせて、規則の題名及び規則内の「四條畷市教育長」を「教育長」に改めております。</p> <p>続いて、教育長に対する事務委任規則の一部を改正について、第1条では地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第1項の規定に基づき、四條畷市教育委員会は次の各号に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任しますが、職務権限の特例に</p>

<p>(古市教育総務課長)</p>	<p>関する条例の制定により、公民館及び図書館に関する事務が市長部局に移管することから、同条第11号の公民館運営審議会委員及び図書館協議会委員を委嘱することを削除しております。</p> <p>続き、四條畷市教育委員会事務局組織に関する規則の一部改正について、職務権限の特例に関する条例の制定により、第2条第1項に規定する事務局組織について、学校教育部に新たに青少年育成課を追加し、社会教育部を削除しております。また、同条第2項に規定する所属する施設について、第1号中、「学校教育部」の部名を削除するとともに、第2号の「図書館 社会教育部」を削除しております。</p> <p>加えて、第6条に規定する部及び課の事務分掌について、学校教育部の部中に、青少年育成課及びその事務分掌を記載し、あわせて、社会教育部以降を削除しております。</p> <p>最後に、四條畷市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について、職務権限の特例に関する条例の制定、四條畷市事務分掌条例の一部改正及び地方自治法の改正により、第2条第4号及び第7号の市長部局へ移管する事務を削除し、新たに情報セキュリティ基本方針の策定改定及び廃止に関する事務を追加しております。改定内容につきましては以上のとおりでございます。なお、附則につきましては、施行は令和8年4月1日としております。</p>
<p>木村教育長</p>	<p>本件につきまして質疑等ございましたらどうぞ。</p> <p>(「なし」の声)</p>
<p>木村教育長</p>	<p>ここでお諮りいたします。</p> <p>議案第8号 四條畷市教育長の職務代理者に関する規則等の一部を改正する規則の制定について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>木村教育長</p>	<p>異議がないようですので、議案第8号については、原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>それでは次に移ります。</p> <p>議案第9号 四條畷市教育委員会文書規程等の一部を改正する規程の制定についてを議題といたします。事務局から本件の説明をお願いします。</p>
<p>古市教育総務課長</p>	<p>議案第9号 四條畷市教育委員会文書規程等の一部を改正する規程の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項の規定</p>

<p>(古市教育総務課長)</p>	<p>により、四條畷市教育委員会文書規程等の一部を改正することについて議決を求めるものです。</p> <p>提案理由といたしましては、四條畷市教育委員会事務局組織に関する規則の改正に伴い、四條畷市教育委員会文書規程、四條畷市教育委員会公印規程及び四條畷市教育委員会事務局決裁規程の一部を改正する必要が生じたため、本案を提案しました。</p> <p>内容は新旧対照表を用い、主要な部分を抽出して説明させていただきます。</p> <p>まず、四條畷市教育委員会文書規程の一部改正として、別表を市長部局へ移管する部署を削除し、学校教育部青少年育成課を加えた表に改めております。</p> <p>続き、四條畷市教育委員会公印規程の一部改正として、市長部局の四條畷市公印規則には定められておりますが、四條畷市教育委員会公印規程には定めなかった「廃止した公印のうち保存期間を経過した公印の廃棄」について、第11条第2項として新たに追加しております。また、別表第1は市長部局へ移管する部署を削除し、別表第2は忍ヶ丘小学校の「ヶ」の字を実物の印影に合わせ改めるとともに、市長部局へ移管する部署のものを削除しております。</p> <p>続き、四條畷市教育委員会事務決裁規程の一部改正として、第2条第7号から第9号までの市長部局へ移管する部署に係る条例及び規則名を削除しております。また、別表第2 個別専決事項表については、市長部局へ移管する部署を削除し、学校教育部青少年育成課に関する事項を追加しております。</p> <p>なお、附則として、施行は令和8年4月1日としております。</p>
<p>木村教育長</p>	<p>本件につきまして質疑等ございましたらどうぞ。</p>
<p>尾崎委員</p>	<p>今回の提案に直接関係なくて誠に恐縮ですが、こういう規定をつぶさに見る機会がなかったものですから、平成10年3月に定められました教育委員会文書規程の第3条にございます文書主任は、現在、各課においてはどなたが担当されているのかが1つめの質問でございます。</p> <p>2つめの質問でございますけれども、公印規程の学校印については一般文書用と賞状及び卒業証書用という2つ種類がございます。</p> <p>学校長の印についてはもう1つで一般文書用ということになります。</p> <p>この小学校長の印には卒業証書とかあるいは賞状に押印されていると認識いたしますが、この一般文書という中には、学校長については賞状及び卒業証書用というものを含むという文言の解釈でよろしいのでしょうか。</p>
<p>古市教育総務課長</p>	<p>1点め、四條畷市教育委員会文書規程第3条の「文書主任を置く」の文書主任のことについてです。組織におきまして、主任という役職があります。その主任が該当します。</p>

(古市教育総務課長)	<p>2点めでございます。四條畷市教育委員会公印規程の中でございますが、学校の印が、一般文書用と賞状用とそれぞれありますが、学校長については一般文書用で、その中で賞状や卒業証書用にも使ったりもするため、一般文書用の中にお含みするということになります。</p>
木村教育長	<p>他にございませんでしょうか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
木村教育長	<p>ここでお諮りいたします。</p> <p>議案第9号 四條畷市教育委員会文書規程等の一部を改正する規程の制定について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
木村教育長	<p>異議がないようですので、議案第9号については、原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>それでは、その他の案件に移ります。学校再編後の一定年数経過における検証の進捗について、事務局からお願いします。</p>
古市教育総務課長	<p>お手元のアンケート結果による総合分析というA3の用紙1枚をご覧ください。こちらの方につきまして、計6つのアンケート対象者の内容を記載させていただきます。</p> <p>まず、上から児童のアンケートです。こちらは小学校5年生から6年生でございます。回答率は87.1%。</p> <p>2番め、中学校1年生から3年生までの生徒のアンケートです。回答率は67.8%でございます。</p> <p>3番め、保護者でございます。こちら全学年となっておりますが、小学校の全学年でございます。</p> <p>4番め、中学校1年生から3年生までのお子さんを持たれている方の保護者になります。</p> <p>5番め、教員でございます。こちらは小中学校の全校でございます。こちら回答率72.6%、先ほどの保護者の部分につきましては22.9%になります。</p> <p>6番め、元学校管理職でございます。学校再編前後の元学校管理職ですが、該当6人の方にご回答いただいたというところでございます。</p> <p>こちらの方ですが、少し時間の都合上、特筆する内容をピックアップして、説明させていただけたらと思います。</p>

(古市教育総務課長)

1つめ、小学校5年生から6年生の児童のアンケートの結果から分析した内容でございます。こちら生徒のアンケートと同じように大きく3つ、学校生活に関する事、学校施設に関する事、学校規模に関する事の3点を質問させていただきました。

まず、学校生活につきまして、中学校の生徒と同じような形で、学校、学校行事、給食、こちらを楽しみと回答し、また友達のことが大切であるというような回答が多かったものでございます。

続きまして、学校施設につきましては、使いにくいと思う施設について、特にないが児童が5割、生徒は6割でございます。そのため、一定数は学校施設について、満足しているというところの認識を持っております。こちらの方につきまして、次で選択肢が多かったのがトイレでございます。こちらは児童生徒の約3割がこのトイレが使いにくいと回答されています。その理由としては、衛生管理、また、使い方についての意見がございました。

また、学校規模につきましては、学級の人数は、今の人数がちょうどいいというところが、児童生徒ともに6割から7割というところでございます。学校学級数につきましては、学年当たり、児童につきましては3学級がよいが5割、2学級がよいが3割といった回答で、1学級がよいっていうところも1割ございました。

こちらにつきましては、現在の児童の所属する学校における学級の規模で満足しているのではないかと認識をしております。

生徒につきましては、4学級以上が5割、3学級が4割といった回答でございました。1学級がよいと答えられた方も1割いまして、同じく児童と同じような形で、現在生徒が所属している学校における、学級規模で満足されているとの認識でございます。

続きまして、保護者のアンケートになります。保護者につきましては、学級数について、どういった学級数が一番よいかとの質問をしております。また、通学時間は、どのような時間内が一番よいか。加えて、魅力ある学校とはっていうところの質問。そして、南小の保護者の限定したアンケートとか、保護者の中学校の方につきましては、旧東小学校や四條畷小学校に通学したときの児童の保護者に限定したアンケートを取らせていただきました。

こちら時間も都合上、学級数の部分にスポットを当てて、説明させていただけたらと思います。

小学校の保護者につきましては、この学級数について、2から3学級がよいとの回答が7割を占められました。次いで、特にこだわりのないが約2割でございました。2から3学級の意見といたしましては、多過ぎず、少な過ぎずで、適正な社会性を学べる、学校行事を実施できる、教員の負担が少なくなるなどでございました。特にこだわらないの意見としては、学級数よりも1クラスの人数が適切かどうかであるというところ、また、通学時間や教員、教育環境の充実を優先すべきで、学級数は柔軟に対応することができる。

(古市教育総務課長)

また、学級数の編成の質が重要であるというような意見が挙げられました。

中学校1年生から3年生の保護者につきましてでございます。こちらにつきましては4学級以上がよいとの回答が5割弱を占めました。次いで、特にこだわらないが4割弱でございました。4学級以上の意見として、クラス規模が大きいことによる多様性が生まれ、切磋琢磨ができる、成長できる、施設やカリキュラム上の部活動の選択肢が多くなり、学習環境が充実する。また、特にこだわらないという意見としましては、学級数よりも学校全体の教育方針や授業の質などを重視されるべき、また、地域や生徒数などの条件に応じて柔軟に学級数を調整すべき、学校数に関係なく生徒の主体性や未来に向けた教育を進めることが最優先などのご意見をいただきました。

続いて、教員及び学校再編前後の元学校管理職になります。

まず、現在の四條畷市に勤務されている教員の方々の中で、四條畷南小学校、旧東小学校、旧南中学校の勤務経験者は、回答者の全体の27%でした。

質問といたしましては、小規模校の善し悪し、統合前後のことについて、また統合校として生徒を受け入れるときの旧南中の勤務経験者の回答者からも全体の11%から回答いただく中で、統合当時の四條畷中学校の成果と課題とその課題への取組の部分で、質問に対するご回答いただいたところでございます。

こちらにつきましては、特筆する内容としまして、上から2行めの小規模校の善し悪しの部分を説明させていただきます。小規模校のよさ、人間関係の深まり、他学年交流による行事の活発化、そして教員の児童への把握、関わりの深さなど、また課題としましては、教員の校務負担増、人間関係の固定化などが意見として挙げられたところでございます。

最後に、学校再編前後の元管理職6人から回答いただきまして、元校長が4人、元教頭が2人でございます。質問としましては、小規模校の善し悪し、学校統合前後のことについて、今後学校再編が検討される場合の考慮する点をいただきました。こちら小規模校の善し悪しを説明させていただきます。

小規模校のよさでは、きめ細やかな見守り、指導の確立、児童生徒の課題共有が意見としてあげられる。課題として、学校行事の運営、部活動の難しさ。複数学年の授業や、校務負担と切磋琢磨の機会創出などが意見として挙げられました。

その課題に対する取組といたしまして、教員の年間目標の設定とその取組、そして職員が一丸となれるように指揮をとるといったような管理職ならではの意見がございました。

取り組んだが解決できなかったこととしまして、学校行事の精査、職員の少人数による産育休、病気による授業補習の対応が挙げられたとのご意見が挙げられました。時間の都合上、割愛させていただきましたが、主だったことについては以上となります。

現在、アンケートの分析をしておりますので、1月から3月までの予定と

(古市教育総務課長)

賀藤社会教育部副参事兼文化・公民館振興課長兼公民館長

しましては、学校のあり方、特に、四條畷南小学校または田原小中学校のあり方の選択肢を洗い出しているところでございます。こちらの方につきましては、共有ができ次第、ご報告させていただきます。

市民総合センターとこども園の複合化における現状の共有をさせていただきます。まず、机上にお配りしております四條畷市市民総合センター及びこども園基本計画策定の過程において、実施されたワークショップを経て作成されたモデルプラン1から4です。これは以前お配りしております。

また別の資料は、所管する課においてそれぞれの諸室に必要と現時点で考えている条件の一覧となっております。

モデルプラン作成以降、団体の皆様からご意見をいただき、庁内においても四條畷市公共施設等総合管理計画推進本部会議において、複合化の決定をし、その後、複合施設において管理に係る課で構成する四條畷市市民総合センター及びこども園の複合化に関する管理運営部会を立ち上げ、会議を行って検討を進めている最中でございます。

この度、施設創生課から策定過程における四條畷市市民総合センター及びこども園基本計画において、モデルプランの絞り込みとともに、諸室に必要とする大枠をとらえる検討を記載する必要があるとのことから、1月28日に管理運営部会を開催し、諸室の条件とモデルプランについて意見を聴取いたしました。

その部会においては、1階入口を入ってすぐにふらっと立ち寄る諸室、こども園との連携のしやすさ、エントランスホールで常に何かできるマーケット等のような広さがあつて、開かれた空間などのご意見があり、部会においては、モデルプラン3案で進めていく方がよいのではないかと考えにまとまっております。

A3の資料に諸室の条件一覧の方をご覧ください。抜粋して説明をさせていただきます。

施設全体においては、吹き抜けには安全対策を行うこと、全館フリーWi-Fi、各教室に回遊できる廊下の仕様、下にいただきたい、ステージ客席は500席から600席。舞台の間口を16メートルから17メートル、奥行き14メートルから15メートル、高さ7メートルから8メートル、形としてはプロセスニアム形式、現状のものです。照明は全てLED化すること、音響反射版の設置。下の方に行ってください、トイレにつきましては人感センサー、非接触式の水道、LED化、温水洗浄便座、トイレヒーター。次のページをめくっていただきまして、音楽室には壁面ミラー、スライドドア方式。3つ下がっていただきまして、ここは以前視聴覚室になっていましたが、メディアルームという形にさせていただきます。その中には収納式スクリーンの設置。多目的室、ここは前回の展示ホールというような名称を多目的室に変えております。壁面ミラー、スライドドア方式、収納式スクリ

<p>(賀藤社会教育部副参事兼文化・公民館振興課長兼公民館長)</p>	<p>ーンの設置。ずっと下に行っていたいで事務室ですけれども、行政の事務室と施設管理者の事務室を分離設置すること。</p> <p>次のページをめくっていただきまして、図書館ゾーンについて、子ども書架については子どもの利用に配慮した角をなくすデザイン、集会室は中が見える設計。ずっと下がっていただきまして、閉架書庫下から4つめです。設備装置としては可動式集密書架の設置。</p> <p>次のページをめくっていただきまして、こども園につきましては四條畷市忍ヶ丘あおぞらこども園建替基本計画の内容を記載される予定です。</p> <p>共用ゾーンにつきましては、エントランスホール、イベント等のスペースの確保。また、カフェ売店等、あと赤ちゃんの駅の設置など、あと、テラスを3階、4階または屋上に設置していただきたいと。</p> <p>外構につきましては、陶芸室の設置。喫煙所はこども園と近隣住宅に配慮した仕様とさせていただきます。</p> <p>本日教育委員の皆様には、現状共有した後、ご意見をいただければいただけたらと考えておりますので、よろしく願いいたします。</p>
<p>木村教育長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>今の報告につきまして、何かご意見ご質問等ございませんでしょうか。</p>
<p>佃委員</p>	<p>今、簡単に見せていただいただけなので少しわかってないのかもしれないのですが、図書館ゾーンの中に学習のスペースというのか、集会室が行事がないときは自習室に開放って書いていますが、学生さんや大人が学習するところはどこにありますか。</p>
<p>田中図書館長</p>	<p>学習スペースに関しましては、センター全体の中の共用スペースに自習室がございますので、基本的にはそちらを利用していただくことを考えております。また、一般書の方に閲覧スペースを設置される予定になっておりますので、図書館の本を利用しながら学習する場合はそちらの方を利用いただくことで対応可能かと思っております。</p>
<p>木村教育長</p>	<p>それではその他、事務局の方からよろしいでしょうか。</p>
<p>小谷学校教育課長代理</p>	<p>市立小中学校における1月7日から2月4日までの臨時休校、学年閉鎖、学級閉鎖の状況について報告いたします。</p> <p>小学校で1校臨時休校に、学年閉鎖は4校で学級閉鎖がありました。</p> <p>中学校では1校学級閉鎖がありました。主な事由としてはインフルエンザとなっております。</p>
<p>木村教育長</p>	<p>その他、ございませんでしょうか。</p>

木村教育長	<p>(「なし」の声)</p> <p>それでは、本日予定の案件については、すべて終了いたしました。これをもちまして、定例会を閉会いたします。</p>
-------	--

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和8年3月25日

四條畷市教育委員会教育長 木村 実

四條畷市教育委員会教育長職務代理者 山本 博資